

損害賠償請求訴訟和解に伴う解決金について

本組合ごみ処理施設「秩父クリーンセンター」建設工事の入札において談合が行われたとして、入札に参加した日立造船(株)(工事受注会社)ほか4社を相手に提起した訴訟の和解に伴う解決金7億4,400万円が、日立造船(株)から平成23年9月1日に秩父広域市町村圏組合に納付されました。

解決金から弁護士報酬2千775万8,674円と埼玉県補助金の返還金1千418万2,363円を差し引いた7億205万8,963円を「秩父広域市町村圏組合公共施設整備基金」に積立を行いました。

秩父広域市町村圏組合公共施設整備基金は、秩父広域市町村圏組合公共施設の整備資金に充てるため設置しているもので、平成24年4月1日現在の積立額が16億1千330万6,310円となっています。

秩父広域市町村圏組合では、平成24年度から26年度までの3ヶ年で秩父クリーンセンターの基幹的設備改良工事を行います。

この改良工事は、施設の延命化、熱エネルギーの有効利用を通じて温室効果ガスの発生抑制の二つを目的に、施設の竣工から30年以上の稼働をめざすとともに熱エネルギーを有効利用するため発電設備を新設いたします。

今回、解決金の残金を基金に積み立てましたが、この工事の財源に基金を充てることで秩父広域市町村圏組合を構成する市町の負担が軽減できます。

基金に積み立てた和解に伴う解決金は、秩父クリーンセンター基幹的設備改良工事に使用する他、基金残金につきましては、新火葬場建設の財源の一部に充てたいと考えております。

以上、損害賠償請求訴訟和解に伴う解決金について、お知らせさせていただきます。